

令和3年5月10日

労働災害防止団体、建設事業者団体、公共工事発注機関の長 殿

京都労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（再注意喚起）

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止については、令和2年10月21日付でご案内しているところです。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害は、5月から9月にかけて頻発したことから、今後夏期を迎えるにあたり、剥離剤を使用した塗料の剥離作業の場合、特に、

①作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、十分な換気を行うこと。

②作業者に体調不良等が生じた場合にすぐに必要な対応が行えるよう、常時作業者の状況を把握できるような体制を確保すること。

を重点に、改めて関係事業者等に対して注意喚起いただきますようよろしくお願い申し上げます。

担当部署	京都労働局 労働基準部 健康安全課
担当官	地方労働衛生専門官 黒川仁晴
連絡先	TEL:075-241-3216 FAX:075-241-3219 Email:kenkouanzenka-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

# ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて以下が義務となります。

## 義務化

- 謲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
- 謢渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- 事業場における【リスクアセスメントの実施】

### ベンジルアルコールを含む製品を販売する場合は・・・

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などをラベル表示するとともに、安全データシート（SDS）を提供する必要があります。

※施行日時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

### ベンジルアルコールを含む製品を使用する場合は・・・

- ◆ 容器等のラベルに危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート（SDS）を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを行い、マスク装着や換気装置の設置など必要な措置を講じるよう努めましょう。

### ＜ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策＞

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき 絵表示
ベンジルアルコール	100-51-6	ラベル表示 1%未満	SDS交付 リスクアセスメント 1%未満	 
危険性 有害性	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眠気又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害	必要な 措置	容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	

**【注意！】** ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の**有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合があります。**

今回追加されたベンジルアルコールは、どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するようにしましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

# 剥離剤による中毒が多発しています！

～ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

## ① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※  
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDS入手できない製品の使用は避ける

## ② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDS入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用  
**注意** 防毒マスクを使用していても、吸收缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

## 剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

**ベンジルアルコール** ※リスクアセスメント対象物質

**ジクロロメタン** ※特定化学物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸收缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸收缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸收缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.7)